

諮問第183号の答申  
農業経営統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第183号による農業経営統計調査の変更（令和6年調査<sup>(注)</sup>以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

（注1）基本的に令和6年を対象に令和7年に実施する調査。以下に記載する「令和〇年調査」についても同様であり、令和〇年を対象にその翌年に実施する調査を意味する。

記

1 本調査の変更

(1) 承認の適否

(部会終了後に作成)

(2) 理由等

ア 調査系統・調査方法の変更

(ア) 民間委託の導入

- a 本申請では、営農類型別経営統計に関する調査（以下「営農類型別経営調査」という。）の調査系統及び調査方法について、**図表1**のとおり、民間委託を導入するとともに、民間委託により調査を行う報告者<sup>(注)</sup>については、原則として郵送により、報告者自らが調査票に記入又は入力する方式（以下「自計方式」という。）とする計画である。

（注）営農類型別経営調査の報告者については、報告者選定の結果として、図表2のとおり、①営農類型別経営調査のみに回答する報告者（約3,400）と、②営農類型別経営調査及び生産費調査の両方に回答する報告者（約1,100）に大きく区分されるが、本申請により民間委託が導入されるのは①の報告者であり、②の報告者については、変更はなく、引き続き、地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖繩総合事務局農林水産センター。以下同じ。）経由で行われる計画である。ただし、②の報告者であっても、民間委託による調査に協力を得られる場合については、営農類型別経営調査の部分について民間委託により実施することも想定されている。

**図表1 調査系統及び調査方法の変更案**

報告者	現行	変更案
営農類型別経営調査のみに回答している報告者 (約3,400経営体)	【調査系統】 地方農政局等経由 【調査方法】	【調査系統】 民間委託 【調査方法】 《配布》 郵送・民間調査員 《回答》 郵送・オンライン <sup>(注2)</sup> ・ 民間調査員
営農類型別経営調査と生産費調査の両方に回答している報告者 (約1,100経営体)	《配布》 職員・統計調査員 《回答》 職員・統計調査員・郵送 <sup>(注1)</sup> ・ オンライン	【調査系統】 地方農政局等経由 【調査方法】 《配布》 職員・統計調査員 《回答》 職員・統計調査員・郵送・ オンライン <sup>(注2)</sup>

（注1）令和2年調査の実績では、報告者の86%が職員又は専門調査員による聞き取り（以下「他計方式」という。）により回答

(注2) オンライン調査にe-Surveyを導入(後記(イ)を参照)

b これまで、地方農政局等を経由し、多くの報告者から他計方式により回答を得ていた調査を、本申請により、民間委託による原則郵送・自計方式に変更する目的について、農林水産省は、調査対象者の高齢化や、実査・実測の担い手の不足等調査をとりまく環境が厳しい状況の中、将来にわたって統計調査の品質・信頼を維持していくためには、現状のように報告者の記帳負担が大きく職員等の関与を必要とする調査から、報告者自らが回答できる自計方式となるよう報告者負担を軽減しつつ、民間委託導入による事務負担の軽減を図ることが必要としている。

また、本調査の報告者は、農林業センサス等の情報から選定した者について、原則として5年間継続して回答を求めており、現時点では、令和4年調査の際に選定された報告者が継続中である。現在の段階で、調査方法を変更する理由については、

- i) 民間委託導入の初年度は、新規の報告者よりも継続中の報告者を対象とする方が民間事業者の負担が少ないこと
- ii) 次に標本の選定替えが行われる令和9年調査の調査計画の見直しを検討するに当たり、今回変更することで、令和6年調査及び7年調査の2回の民間委託の経験が得られること(令和8年調査は令和9年3月に調査票が配布される見込みであるため令和9年調査の見直し検討には間に合わない。)

としている。

c この変更について、統計委員会としては、・・・(部会の審議結果を踏まえて記載)

#### (イ) e-Survey の導入

a 本調査では、従前からオンラインによる回答も可能であり、具体的には、入力済みの電子調査票ファイル、決算書類等の写しを独自システム(民間事業者が提供するセキュアファイル交換サービス。以下同じ。)を用いて送付する方法により行われている。

b 本申請では、営農類型別経営調査についてオンラインで回答する際に、現在用いている独自システムに加え、「政府統計共同利用システム」のオンライン調査システム(以下「e-Survey」という。)も利用できるようにすることで、報告者自らがオンライン回答できる環境を整備するとともに、民間事業者が郵送等で提出された紙媒体の調査票のデータ入力を行う際に、e-Surveyを用いることを計画している。

c 今回の変更により、報告者から提出のあった調査票のデータ入力についても民間委託が予定されており、e-Surveyが有する審査機能を活用することで、エラーチェックの効率化など、調査事務の改善に資することが期待される。もっとも、営農類型別経営調査は、調査事項が多岐にわたり、現状において、多くの報告者が他計方式により回答していることを鑑みれば、e-Surveyを導入しても、報告者からのオンライン回答が直ちに増加するとは考えにくい。回答方法の多様化の観点から、e-Surveyの導入

に異論はない。以上から、e-Survey の導入については、適当である。

## イ 調査事項の変更

### (ア) 調査事項の整理・削減

a 本申請では、営農類型別経営調査の個人経営体調査票及び法人経営体調査票について、別紙 1 のとおり、調査事項を変更する計画である。

b 営農類型別経営調査については、経理に係る詳細な報告を求めることに伴う報告者負担が大きく、将来にわたって統計調査を継続するには、利活用を踏まえつつ、報告者負担の軽減を図ることが、以前からの課題であった。

これを受けて、本申請を検討する過程では、農林水産省内の利用部局等における調査事項ごとの利用状況を把握した上で、調査事項の削減を中心とする変更案を策定し、試行調査における記入状況の確認を経て、調査票の設計調整<sup>(注)</sup>が行われており、今回の変更については、一定の合理性がある。

ただし、・・・・・・(部会において指摘事項があれば追加)

(注) 調査事項を集約し、記入欄を減らしても、結局、報告者において合算記入の負担や記入誤りが生じやすくなる場合には、調査事項の集約はしない等の調整

### (イ) 個人経営体用調査票の構成変更

a 営農類型別経営調査うち、個人経営体用調査票については、前回変更(変更に係る答申は、令和 3 年 7 月 30 日。令和 4 年調査から適用)の際、報告者の負担軽減及び事務負担の軽減が求められる一方で、統計ニーズへの対応も求められる状況の中、これらを両立させる方策として、全ての調査事項について回答を求める「詳細調査票」(いわゆる「ロングフォーム」)と、基本的な調査事項のみ回答を求める「基本調査票」(いわゆる「ショートフォーム」)の 2 種類の調査票を設け、農業経営体の経営状況によって、配り分ける方式が導入された。<sup>(注)</sup>

(注) 詳細調査票については、いわゆる「農業の担い手」に相当する個人経営体に回答を求めるものとして、

- ・ 自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員のいる個人経営体
  - ・ 自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員はいないが、所得税青色申告決算書(農業所得用)による帳簿管理がなされている個人経営体
- に対して配布されている。

b 本申請では、この 2 種類の調査票について、詳細調査票に一本化した上で、全ての報告者が回答する調査事項と、一部の報告者が回答する調査事項との区分を残す計画である。

c これについては、

- i) 今回の変更による民間委託の導入を機に、調査票の配布時における詳細調査票と基本調査票との配り分けの手間をなくし、民間事業者の事務の効率化を図ろうとするものであるとともに、
- ii) 調査票の一本化後においても、一部の項目について回答者を限定することにより、

従前の基本調査票が果たした負担軽減の効果も残そうとするものであることから、適当である。

#### (ウ) プレプリント事項の範囲拡充、それに伴う調査票の変更

- a 営農類型別経営調査については、これまで、前年の調査に回答した報告者に対して調査票を配布する際に、固定資産や土地の面積など変動が少ないと見込まれる調査事項について、前年の回答を印字（以下「プレプリント」という。）し、変動がある場合にのみ修正記入を求めることで、報告者の負担軽減の方策の一つとしていた。
- b 本申請では、経営体の現況（経営主の年齢、認定農業者の存否、自営農業とそれ以外の所得の多寡など）を把握する項目を除く全ての項目について、プレプリントすることとし、調査票についても、各項目について、プレプリントする前年回答欄と今回回答する欄を併記する形で調査票の形式を変更することを計画している。
- c これについては、今回、営農類型別経営調査について民間委託を導入することに合わせて、原則として自計方式に変更するに当たり、報告者への記入支援として有効と考えられるとともに、疑義照会を含む審査の効率化にも資すると考えられることから、おおむね適当である。

ただし、プレプリントの範囲が広範にわたることを踏まえ・・・・・・（部会において指摘事項があれば追加）

#### ウ 集計事項の変更

- a 本調査では、営農類型別経営調査うち、個人経営体用の詳細調査票にあつては、経営体全体の経理情報について回答を求めるとともに、農林水産省が報告者ごとにあらかじめ指定した果樹や野菜等（以下「指定品目」<sup>(注)</sup> という。）に係る金額の割合などについても回答を求め、その結果を用いて、指定品目ごとの経営データを集計している。

(注)「指定品目」とは、畑作、果樹、路地・施設野菜、施設花きのうち、農林水産省があらかじめ指定する品目。本調査の集計上は「部門」とされている。なお、品目の指定に当たっては、経営体における当該品目の販売額割合を考慮せず、当該品目を作付けているか否かで農林水産省が品目を指定する。

- b 本申請では、別紙2のとおり、勘定科目ごとの指定品目に係る金額割合の回答をとりやめる一方で、販売金額の多い作物について品目ごとの作付面積や販売金額の回答を求めることで、単一経営の経営体<sup>(注)</sup>としての集計に変更する計画である。

(注)「単一経営の経営体」とは、農産物販売金額のうち、主位品目の販売金額が8割以上の経営体をいう。例えば、露地きゅうりの売上が、農産物の販売金額のうち、8割以上を占める場合は、露地きゅうりの単一経営の経営体と区分される。

- c これについては、特定の品目を主に作付している経営体を対象とした集計となることで、経営体の実態に近い結果を表すことができると考えられることから、おおむね適当である。

ただし、変更前においては、農林水産省が指定する指定品目に係るデータのみで集計していたところ、変更後においては、単一経営の経営体の経理情報に、主位品目以外の



## オ 公表時期の変更

- a 営農類型別経営調査については、現在は、**図表 2-1**のとおり、調査実施年の12月に概要結果を公表し、翌年3月に詳細結果を公表することとされている。
- b 本申請では、概要結果の公表時期を2か月早期化し、調査実施年の10月とすることを計画している。

c これについては、・・・・（部会における結論を記載）

## 2 過去の答申（平成30年11月22日付け統計委第13号）における「今後の課題」への対応状況

- a 本委員会は、平成30年、農業経営統計調査（諮問第116号）の答申において、以下の指摘を行った。

従前から行っている個人経営体、法人経営体別の集計に加え、新たに農業経営体全体の推計を行うに当たっては、農林業センサスをベンチマークとすることとされているが、個人経営体の減少、法人経営体の増加という農業経営体の構造変化が進行する中、適切な推計方法となっているか、また、農林業センサスのベンチマーク更新時に断層が生じないかについて検証・検討を行う必要がある。

- b 本課題を示して以降の農業経営体全体の推計については、令和2年農林業センサスのデータが用いられており、ベンチマークの更新は、まだ行われていない。そのため、本課題の検証・検討は、令和7年農林業センサスにベンチマークが変更された後でなければ行えないことから、この指摘への対応については、引き続き課題とすることとしたい。

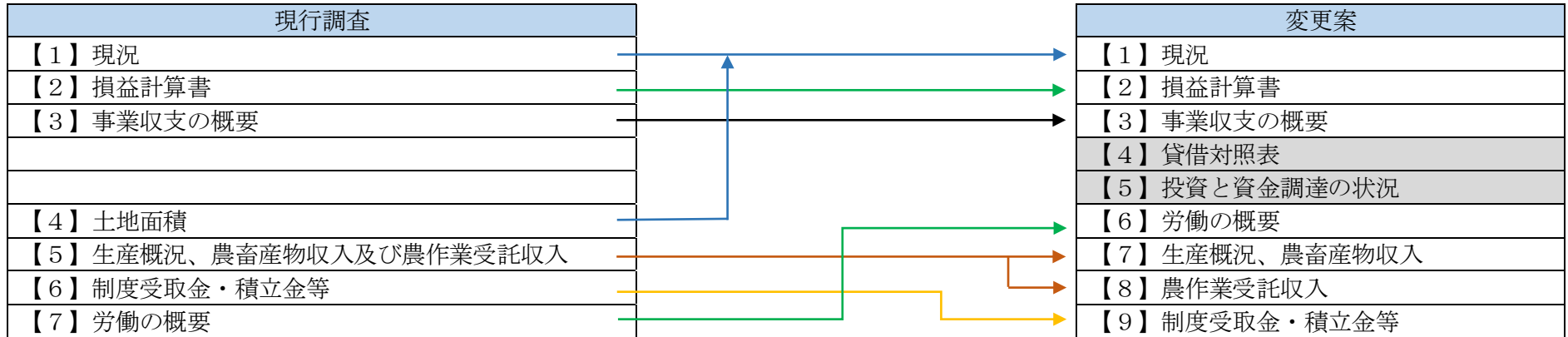
## 3 今後の課題

（部会での審議を踏まえ記載）

## 調査票の構成及び内容の変更

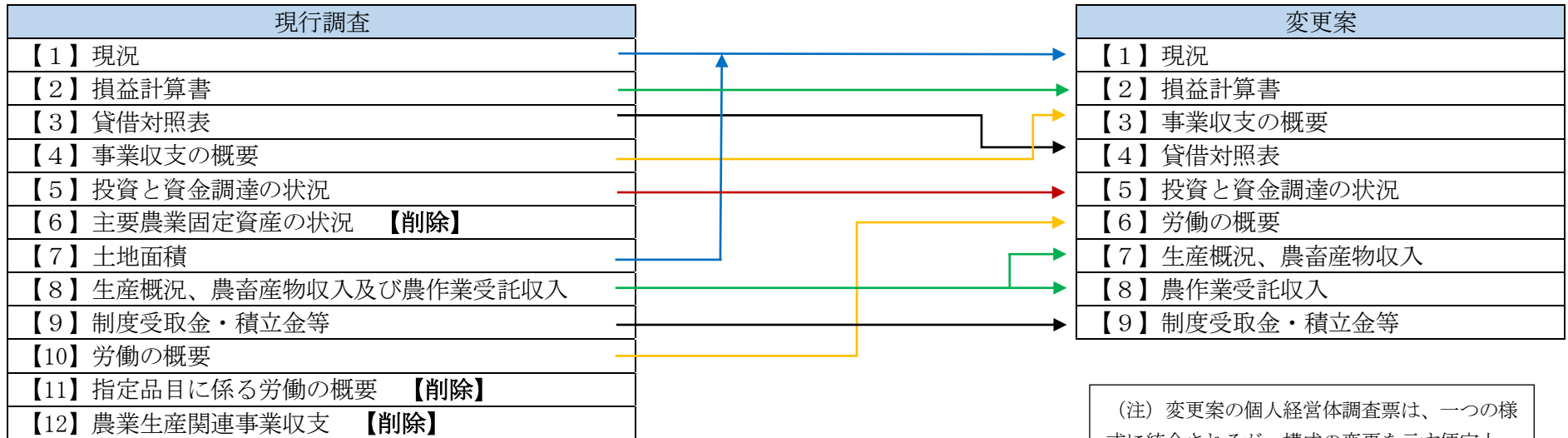
### 1 個人経営体

#### 1-1 個人経営体用（基本調査）調査票からの構成の変更



(注) 変更案の網掛部分はロングフォーム対象者のみ回答

#### 1-2 個人経営体用（詳細調査）調査票からの構成の変更



(注) 変更案の個人経営体調査票は、一つの様式に統合されるが、構成の変更を示す便宜上、基本調査、詳細調査それぞれに記載している。

### 1-3 個人経営体用（詳細調査）調査内容の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の個人経営体調査票（詳細調査）におけるページ数、「変更後」は変更案の個人経営体用調査票のページ数を記載している。

なお、例えば、「【2】損益計算書」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部項目が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更内容			変更理由
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	—	3	主業経営体、準主業経営体、副業経営体を判定するための項目	○			時系列比較を可能とするため
	3	9	農業研修生の受入状況（変更後【6】に移動）		○		従事者・労働時間と関連する内容であるため
	3	—	直接販売の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、直接販売を行っている経営体の状況は、農林業センサスにより把握可能
	3	—	農業生産関連事業の実施の有無			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体の状況は、6次産業化総合調査により把握可能
【2】損益計算書	—	4	調査票記入に代わる決算書類等の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	4	国税庁の決算書様式の勘定科目に合わせた様式		○		報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	一部勘定科目に占める指定品目の収入・支出割合			○	報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	4、5	(4)	勘定科目の一部（収入・経費の小計欄、合計欄、貸倒引当金）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経費の小計、合計は他の報告事項から計算可能。また、貸倒引当金については、施策上の利活用等に影響はない
	—	5	飼料費から控除した配合飼料価格安定制度の補てん金額	○			変更後の【9】において、制度受取金・積立金等の合計での記入も可とすることにより、内訳が記載されない可能性があるため
【3】貸借対照表	—	6	貸借対照表の作成状況	○			貸借対照表の作成の有無により記載箇所が変わるため
	—	6	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(7)	（貸借対照表を作成していない場合）必須の勘定科目の内訳に該当する勘定科目			○	報告者の記入負担軽減のため
【4】事業収支の概	—	5	調査票記入に代わる税務申告書類の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため

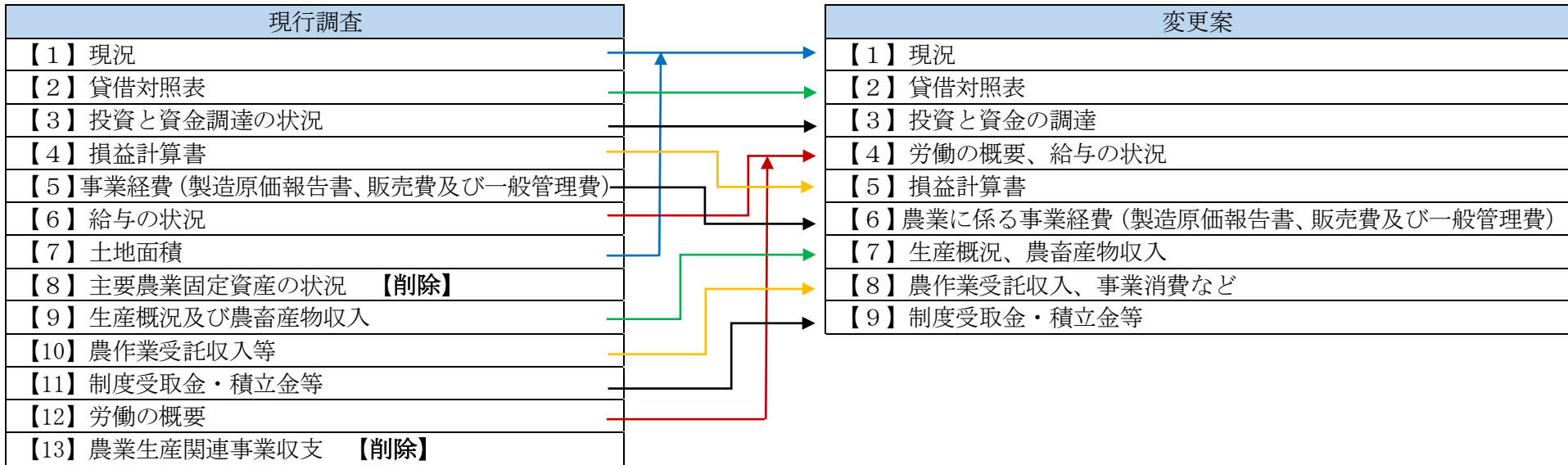


現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
要	8	(5)	勘定科目の一部（収入金額計、所得金額計、経費）			○	計算可能なため
【5】投資と資金調達の状況	—	8	設備投資や借入の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
【6】主要農業固定資産の状況	9	—	建物・構築物の状況			○	ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【7】土地面積	9	3	(変更後【1】に移動)		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	9	—	貸付地面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	11	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	10、11	10～15	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	11	(11)	農産物の販売数量			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	(10～13)	茶・果樹の成園面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10、11	12、13	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○		報告者が記入しやすいようにするため また、指定品目に係る把握に代えて品目を主として生産する経営体の集計を可能とするため
	10、11	14、15	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	11	—	指定品目に係る作付延べ（結果樹）面積、生産量、販売金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、指定品目に係る把握方法を変更
	12	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○	施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由		
	現行	変更後		追加	変更	削除
						は、農林業センサスにより把握可能
	13	16	農作業受託収入（【8】から独立）		○	記入漏れを防ぐために区分を設けるため
	—	16	農作業受託収入の有無	○		報告者の記入負担軽減のため
	13	—	農業受託収入の作業内容			○ 報告者の記入負担軽減のため
【9】制度受取金・積立金等	—	16	制度受取金・積立金等の有無	○		未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	17	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	—	17	該当のあった制度へのチェック欄	○		報告者の記入負担軽減のため
	—	17	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○		報告者の記入負担軽減のため
	15	—	指定品目に係る制度受取金・積立金等の額、合計に占める割合			○ 報告者の記入負担軽減のため
【10】労働の概要	—	8	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○		報告者の記入負担軽減のため
	16	8、9	家族と常用雇用者の記入欄（分離）		○	報告者が記入しやすいようにするため
	16	8	事業に従事した家族、常用雇用者の人数（人別の把握から総数の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の人数（人別の把握から属性ごとの総数の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した常用雇用者の労働時間（人別の把握から延べ時間の把握に変更）		○	報告者の記入負担軽減のため
	16	9	農業に従事した臨時雇用者の人数、農業労働時間（男女別の把握から総数の把握に変更）		○	施策上の利活用に影響がないため
	16	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【11】指定品目に係る労働の概要	17	—	家族・雇用者別労働時間、作業別労働時間			○ 報告者の記入負担軽減のため
【12】農業生産関連事業収支	18	—	農業生産関連事業の収入金額、支出金額			○ 報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能

## 2 法人経営体

### 2-1 法人経営体調査票からの構成の変更



## 2-2 法人経営体用調査票の変更

※「調査票のページ」のうち、「現行」には現行の法人経営体調査票におけるページ数、「変更後」は変更案の法人経営体用調査票のページ数を記載している。なお、例えば、「【2】貸借対照表」などにおいて、記入欄の大きな区分は引き続き残しつつ、その中の一部事項が削除される場合は、削除後の表のページ数をカッコ書きで記載している。

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
【1】現況	3	6	農業研修生の受入状況（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	3	—	法人化した年次			○	報告者の記入負担軽減のため
	3	—	経営主の性別			○	報告者の記入負担軽減のため なお、経営主の性別は、農林業センサスにより把握可能
【2】貸借対照表	—	4	調査票記入に代わる貸借対照表の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	4、5	(4)	勘定科目の一部（有価証券、その他の流動資産、その他の有形固定資産、その他の固定負債）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	—	4	勘定科目の一部（減価償却累計額）	○			貸借対照表に係る一般的な勘定科目を追加することにより転記しやすくするため
	5	—	純資産			○	報告者の記入負担軽減のため なお、純資産の内訳の削除については、施策上の利活用等に影響はない。また、純資産計については、継続把握する項目からの差引で把握可能
【3】投資と資金調達の状況	—	5	設備投資や資金調達の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	6	—	出資者数、出資金額			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【4】損益計算書	—	8	調査票記入に代わる損益計算書の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	7	(8)	当期製品製造原価に占める農業割合			○	変更後の【6】から把握可能なため
	—	8	事業経費の整理方法の確認	○			整理状況に応じて変更後の【6】における適切な記載箇所へ誘導するため
【5】事業経費	8、9	9～11	事業経費の整理方法に応じて回答欄を整理		○		記入しやすいようにするため
	8	3	法人の事業内容（変更後【1】に移動）		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	9、10	調査票記入に代わる決算の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	9	(11)	勘定科目の一部（交際費）			○	令和元年以前の調査事項と接続を図るため設けていたが、一定の年数が経過したため
【6】給与の状況	10	7	（変更後【4】に移動）		○		従事者・労働時間に関連する内容であるため
	10	7	給与支給額（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	10	—	有給役員の平均年齢			○	報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
							なお、施策上の利活用等に影響はない
【7】土地面積	10	3	(変更後【1】に移動)		○		現況と同じ並びにすることにより記入しやすくするため
	—	3	経営している田畑等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減
	10	—	貸付地面積			○	報告者の記入負担軽減 なお、貸付地面積は、農林業センサスにより把握可能
【8】主要農業固定資産の状況	11	—	建物・構築物の状況			○	ガラス室及びハウスの面積については農林業センサスにより把握可能 また、その他の固定資産については施策上の利活用等に影響はない
【9】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入	—	13	調査票記入に代わる生産概況を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	12、13	12～17	農産物（耕種）の表（①稲、麦類等、②野菜、③果樹、④花きの表に整理）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	13	(13)	農産物の販売数量			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	13	(12～15)	茶・果樹の成園面積			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	12、13	14、15	野菜、果樹の品目コード、品目（区分総額の報告から、販売金額が大きい品目から順に品目ごとに記載）		○		報告者が記入しやすいようにするため
	12、13	16、17	花きの内訳である切り花、鉢物の区分（区分を統合）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	14、15	—	直接販売の金額、販売金額に占める割合、販路別金額割合			○	施策上の利活用に影響がないため なお、直接販売の出荷先別経営体数は、農林業センサスにより把握可能
【10】農作業受託収入等	—	18	農作業受託収入の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	16、17	—	作業ごとの受託面積等、収入金額、農作業受託の収入に占める割合			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、農作業受託した経営体の事業部門別経営体数、受託収入の規模別経営体数は農林業センサスにより把握可能
【11】制度受取金・積立金等	—	18	制度受取金・積立金等の有無	○			未記入防止及び調査票提出後の照会負担軽減のため
	—	19	調査票記入に代わる制度受取金・積立金等を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため

現行調査票の項目	調査票のページ		変更内容	変更理由			
	現行	変更後		追加	変更	削除	
	—	19	該当のあった制度へのチェック欄	○			報告者の記入負担軽減のため
	—	19	「上記以外の制度受取金」欄、合計欄	○			報告者の記入負担軽減のため
【12】 労働の概要	—	6	調査票記入に代わる従事者数及び農業労働時間を整理した資料の提出の意向確認	○			報告者の記入負担軽減のため
	20	6	雇用形態別の事業従事者数（男女別の回答欄に分割、臨時雇用者数の回答欄を独立）		○		記入しやすいレイアウトにするため
	20	6	臨時雇用者数（男女別の把握から総数の把握に変更）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	—	構成員数			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	20	6	臨時雇用者を除く農業従事者の年齢別日数別従事者数（常用雇用者のうち、7か月以上の65歳未満の人数のみ把握）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、年齢別の従事者数、従事日数別の従事者数は農林業センサスにより把握可能
	21	7	雇用形態別の作業別労働時間（①男女別の把握から総数の把握に変更、②農業の作業別労働時間及び農業生産関連事業の労働時間の削除）		○		報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
	21	—	経営主、構成員の作業別労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、経営主の農業労働時間は変更後4-2のうち有給役員、構成員の労働時間は変更後4-2のうち常用雇用者又は臨時雇用者に含まれる
	21	—	雇用形態別の年齢別農業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない。また、年齢別の役員数は農林業センサスにより把握可能
	21	—	農作業受託労働時間、農業生産関連事業労働時間			○	報告者の記入負担軽減のため なお、施策上の利活用等に影響はない
【13】 農業生産関連事業収支	22	—	農業生産関連事業の収入金額、事業支出（売上原価、販売費及び一般管理費）			○	報告者の記入負担軽減のため なお、農業生産関連事業を行っている経営体数及び売上規模別経営体数は農林業センサス、農業生産関連事業の状況については6次産業化総合調査により把握可能
	22	19	農業生産関連事業に仕向けた自家農畜産物の金額（変更後【8】に移動）		○		記入漏れを防ぐため区分を設けるため

### 指定品目の把握に係る調査票の変更イメージ

**【現行】**

**【2】損益計算書**

1 農業収支について、青色申告決算書（収支内訳書（農業所得用）は、該当する品目について、また、指定品目がある場合は、それぞれの科目に占める指定品目の割合を記入してください。

科目	青色申告決算書 No	収支内訳書 No	説明	金額(円)	うち指定品目の割合(%)
収入	①	①	農畜産物の販売額		
	②	②	家計で消費した金額、農業以外の事業で消費した金額		
	③	③	雑収入		
	④	④	作業受託、経営所得安定対策交付金、価格補填金、受取共済金		
	⑤	⑤	販売金額、家事消費・事業消費金額、雑収入の合計		
	⑥	⑥	農産物の期首棚卸高		
	⑦	⑦	農産物の期末棚卸高（年内に精算され、精算できていない生産物を評価）		
経費	⑧	⑧	収入の合計（④+⑤+⑥）		
	⑨	⑨	租税公課		
	⑩	⑩	種苗費		
	⑪	⑪	畜養費		
	⑫	⑫	肥料費		
	⑬	⑬	飼料費		
	⑭	⑭	農具費・衛生費		

農林水産省が経営体ごとにあらかじめ品目を一つ指定。報告者は、指定された品目について、科目に占める指定品目に係る金額の割合を記載

**【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入**

農産物のうち、指定品目（果樹・露地・施設野菜、施設花き）

果樹、野菜（露地・施設）又は施設花きの指定品目がある場合は、その品目について、①作付延べ（結果樹）面積、②生産量及び③販売金額を記入してください。

指定品目名  [a] または [m] どちらかを選択してください。

③ 販売金額(円)

① 作付延べ(結果樹)面積  (a) (m)

② 生産量  kg (バラは本)

指定した品目のみについて、作付延べ面積等を記載

(注) これらのほか、指定品目に係る労働の概要等についても把握

指定された品目ごとの作付延べ面積、生産量、粗収益、経営費などを集計

**【変更後】**

**【2】損益計算書（全ての方にお答えいただく項目です。）**

農業の収入、経費などについてお伺いします。  
 青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）の写しを提出に代えることが可能です。資料を提供していただけますか。  
 はい → 2-2へお進みください。 いいえ → 本年欄に記入してください。

2-1 青色申告決算書（農業所得用）、収支内訳書（農業所得用）を参照し記入してください。

科目	青色申告決算書 No	前年		本年	
		金額(円)	単	金額(円)	単
収入	①				
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	⑥				
	⑦				
経費	⑧				
	⑨				
	⑩				
	⑪				

指定品目の金額割合を削除

**【7】生産概況、農畜産物収入（全ての方にお答えいただく項目です。）**

7-2 野菜  
 販売金額の多い順に記入してください。  
 品目記入欄に書ききれない品目及び品目コードに該当しない品目の作付面積・金額は【その他の露地野菜】【その他の施設野菜】にまとめて記入してください。

区分	品目コード	品目名	本年		販売金額(円)
			作付延べ面積		
			露地 (a)	施設 (m <sup>2</sup> )	
露地野菜					
その他の露地野菜					

野菜の品目はこちらから選択してください。

01	だいこん	04	キャベツ	07	ねぎ	10	なす	13	ピーマン
02	にんじん	05	ほうれんそう	08	たまねぎ	11	大玉トマト		
03	はくさい	06	レタス	09	きゅうり	12	ミニトマト		

一つの指定品目の販売金額が8割以上の経営体（単一経営）について、作付延べ面積、粗収益、経営費などを集計

販売金額の多い順に複数品目の作付延べ面積等を記載